

さくら・東大島・大島わくわくプラザ保護者様

2020年4月10日
川崎市ふれあい館

＜緊急事態宣言発令に伴う、わくわくプラザの運営について＞

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、政府は緊急事態宣言を発令しました。それに伴い、4月13日以降のわくわくプラザの運営は次のとおりとなります。保護者の皆様には大変な御不便をおかけしますが、感染症のさらなる拡大を食い止めるための対応ですので、どうか御協力くださいますよう、お願いいたします。

小学校に設置する「児童の居場所」(平日8:30～13:00)及び、わくわくプラザ(平日13:00～18:00 土曜日8:30～18:00)については、共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない事情で自宅に児童を見守る方がいない場合で、なおかつ、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方及び、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭など、やむを得ない事情のある方のみの利用となります。

4月13日以降の利用に際しては別途配布した「緊急事態宣言発令中のわくわくプラザ特別利用・申出書」を提出していただきます。

わからないことがある場合は、各わくわくプラザまたはふれあい館へご連絡ください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ●さくらわくわくプラザ Tel 266-2488 | ●東大島わくわくプラザ Tel 233-6044 |
| ●大島わくわくプラザ Tel 344-2644 | ●ふれあい館 Tel 276-4800 |